

伊丹市条例第 2 5 号

伊丹市乗合自動車乗車料条例の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

伊丹市長 中田 慎也

議案第 5 6 号

伊丹市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

乗合自動車乗車料の適正化を図るため。

伊丹市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例（令和 8 年伊丹市条例第 2 5 号）

伊丹市乗合自動車乗車料条例（昭和 3 7 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「2 3 0 円」を「2 9 0 円」に改め、同号イ中「1 2 0 円」を「1 5 0 円」に改め、同項第 2 号ア中「6 0 0 円」を「8 0 0 円」に改め、同号イ中「3 0 0 円」を「4 0 0 円」に改め、同項第 4 号の表中「9, 6 6 0 円」を「1 2, 1 8 0 円」に、「2 7, 5 3 0 円」を「3 4, 7 1 0 円」に、「5 2, 1 6 0 円」を「6 5, 7 7 0 円」に、「4, 8 3 0 円」を「6, 0 9 0 円」に、「1 3, 7 7 0 円」を「1 7, 3 6 0 円」に、「2 6, 0 8 0 円」を「3 2, 8 9 0 円」に、「7, 4 6 0 円」を「1 0, 4 4 0 円」に、「2 1, 2 6 0 円」を「2 9, 7 5 0 円」に、「4 0, 2 8 0 円」を「5 6, 3 8 0 円」に、「6, 2 2 0 円」を「8, 7 0 0 円」に、「1 7, 7 3 0 円」を「2 4, 8 0 0 円」に、「3 3, 5 9 0 円」を「4 6, 9 8 0 円」に、「3, 1 1 0 円」を「4, 3 5 0 円」に、「8, 8 7 0 円」を「1 2, 4 0 0 円」に、「1 6, 8 0 0 円」を「2 3, 4 9 0 円」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（料金の特例）

- 2 当分の間、第 3 条第 1 項第 1 号ア中「2 9 0 円」とあるのは「2 5 0 円」と、同号イ中「1 5 0 円」とあるのは「1 3 0 円」と、同項第 2 号ア中「8 0 0 円」とあるのは「6 0 0 円」と、同号イ中「4 0 0 円」とあるのは「3 0 0 円」と、同項第 4 号の表中「1 2, 1 8 0 円」とあるのは「1 0, 5 0 0 円」と、「3 4, 7 1 0 円」とあるのは「2 9, 9 3 0 円」と、「6 5, 7 7 0 円」とあるのは「5 6, 7 0 0 円」と、「6, 0 9 0 円」とあるのは「5, 2 5 0 円」と、「1 7, 3 6 0 円」とあるのは「1 4, 9 7 0 円」と、「3 2, 8 9 0 円」とあるのは「2 8, 3 5 0 円」と

と、「１０，４４０円」とあるのは「７，４６０円」と、「２９，
７５０円」とあるのは「２１，２６０円」と、「５６，３８０円」
とあるのは「４０，２８０円」と、「８，７００円」とあるのは
「６，２２０円」と、「２４，８００円」とあるのは「１７，７
３０円」と、「４６，９８０円」とあるのは「３３，５９０円」
と、「４，３５０円」とあるのは「３，１１０円」と、「１２，
４００円」とあるのは「８，８７０円」と、「２３，４９０円」
とあるのは「１６，８００円」とする。

付 則

この条例は、令和８年８月３１日から施行する。